

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、本学学則（以下「学則」という。）に定めるほか、学籍、授業科目、成績その他学務に関する必要な事項を定める。

第2章 学籍簿及び学生証

(学籍簿)

第2条 本学に所定の学籍簿を備えるものとする。

- 2 学籍簿の記載事項に変更が生じたときは、速やかに所定の変更届を提出しなければならない。
- 3 学籍簿の保存期間は、卒業から20年間とする。

(学生証の交付等)

第3条 本学に在籍する学生には、学生証を交付する。

- 2 学生証の有効期間は、1年とする。
- 3 学生は、学生証に記載された注意事項を遵守しなければならない。

第3章 授 業

(授業運営)

第4条 本学が設置する学科のうち二年課程の学科の授業運営は、授業成果を高めるため、次の4つの期に学期を分ける。また、1年間を4クォーターに分け、クォーター毎に学習の成果を確認する。

- (1) I期 1・2クォーター
- (2) II期 3・4クォーター
- (3) III期 1・2クォーター
- (4) IV期 3・4クォーター

- 2 本学が設置する学科のうち四年課程の学科の授業運営は、授業成果を高めるため、次の8つの期に学期を分ける。また、1年間を4クォーターに分け、クォーター毎

に学習の成果を確認する。

- (1) I期 1・2クォーター
- (2) II期 3・4クォーター
- (3) III期 1・2クォーター
- (4) IV期 3・4クォーター
- (5) V期 1・2クォーター
- (6) VI期 3・4クォーター
- (7) VII期 1・2クォーター
- (8) VIII期 3・4クォーター

3 学則別表1に掲げる授業科目は、授業運営を考慮してクォーターごとに名称を変更することができる。ただし、成績証明書その他証明書においては、学則別表1に掲げる授業科目を表記する。

(授 業)

第5条 本学における授業は、原則としてクォーターの始めに、授業の時間割により授業科目（クォーター科目を含む。以下、同じ）、曜日、時限、授業科目を担当する教員名等を公表して実施する。ただし、特定の期間に集中して行う授業については、別にこれを公表して実施することがある。

2 授業が休講その他やむを得ない事情で実施できなかったときは、補講を行うことがある。

第4章 履修科目の登録等

(履修科目の登録)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を選択し、本学が指定する期間内に履修科目を登録しなければならない。

2 次の各号の一に該当する授業科目の履修は、原則として無効とする。

- (1) 未登録の授業科目の履修
- (2) 同一時間帯の複数の授業科目の履修
- (3) 既に修了が認定された授業科目の履修
- (4) 上級年次の授業科目の履修

(履修登録した授業科目の変更)

第7条 履修登録した授業科目の変更は、原則として行うことができないものとする。ただし、特に事情がある場合は、役職会の意見を聴いて学校長が認めることがある。

第5章 出席、欠席及び公認欠席

(出席)

第8条 履修登録した授業は、知識・技術の習得による専門性の向上及び人格の涵養並びに授業科目の相互補完性を確保するため、原則としてすべて出席しなければならない。

(欠席)

第9条 1週間以上にわたり欠席する虞がある者は、所定の様式にその理由を記入して、保証人連署の上、学校長に願い出るものとする。

(公認欠席)

第10条 次の各号の一に該当する場合は、所定の様式にその理由を記入して学校長に願い出るものとする。

- (1) 本学が主催する演奏会又は行催事へ出演・参加する場合
 - (2) 本学が教育上有益であると認めた演奏会又は行催事へ参加・出場する場合
 - (3) 進学、就職その他卒業後の進路に関する説明会、受験、研修その他これらに類するものへ出席する場合
 - (4) 学校保健安全法施行規則に規定する感染症に罹患し、治療と伝染予防のため出席できない場合
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか本学が特に認めた場合
- 2 次の各号の一に該当する者が死亡した場合は、忌引きのための公認欠席を認める。この場合において、公認欠席の日数は、当該各号に掲げる日とする。
- (1) 血族一親等又は配偶者 7日以内
 - (2) 血族二親等又は姻族一親等 3日以内
 - (3) 血族三親等又は姻族二親等 1日
- 3 公認欠席を受け付けるにあたり、必要最小限度各種証明書の提出を求められることがある。
- 4 授業科目の出席率算定に当たっては、公認欠席として認められた日を出席したもののみなし、授業科目ごとに出席日数を全授業日数で除して算出する。

第6章 試験

(試験)

第11条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。ただし、クォーター科目ごとの

成果確認その他必要がある場合は、適宜試験を実施することがある。

(試験の方法)

第12条 前条に定める試験の方法は、筆記、実技又は口述によって行う。ただし、作品提出、論文その他適当と認める方法により、これに代えることがある。

(受験資格)

第13条 次の各号の一に該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 受験に必要な手続きをしなかった者。
- (2) 当該授業科目の履修登録をしなかった者。
- (3) 当該学期の試験（クォーター科目の成果確認試験を含む）において不正行為を行った者
- (4) 授業料及びその他の費用を納入していない者

2 次の各号の一に該当するときは、試験を受けることができないことがある。

- (1) 授業科目の出席率が3分の2に満たないとき。
- (2) 学生証（仮受験票を含む）を提示できないとき。
- (3) 試験開始後、所定の時間以上遅れたとき。
- (4) 試験監督者の指示に従わないとき。
- (5) その他本学の定める事項に違反したとき。

(定期試験等)

第14条 授業科目の試験は、原則として授業科目ごとに1回、学期末又はクォーター末に行う。

(追試験)

第15条 追試験は、学期末試験において疾病その他やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった者について、1回限り行う。

(再試験)

第16条 再試験は、学期末においてのみ必要に応じて、1回限り行うことがある。

(不正行為の禁止)

第17条 試験において不正行為を行ってはならない。

- 2 試験において不正行為をした者に対しては、学則第38条に定める懲戒処分をする。

(試験結果の通知)

第18条 試験の結果は、本学の定める方法により受験者に通知する。

第7章 授業科目修了の認定

(授業科目修了の認定)

第19条 学則に定める授業科目の成績は、クォーター科目の授業成果、出席状況その他当該科目への学習状況を総合的に判断して決定する。

(認定された授業科目の表記)

第20条 授業科目が修了したと認められた者に対しては、所定の単位を与える。

- 2 認定した授業科目及び成績の表記は、単位数の記載をもって行う。
- 3 再入学若しくは編入学前に修得し、又は既修得単位として本学が認定した授業科目の単位、成績及び評価の表記は、転載をもって行う。

(認定の取消し)

第21条 修了したと認定した授業科目は、原則として取消すことができない。

(進 級)

第22条 入学後2学期以上在学し、1年次に修了すべき授業科目の3分の2以上を認定された者は、2年次に進級する。また、四年課程の学科においては、2年次もしくは3年次に進級後2学期以上在学し、当該年次に修了すべき授業科目の3分の2以上を認定された者は、それぞれ次年次に進級する。

第8章 学籍異動の手續等

(転学科)

第23条 学科を変更しようとする者は、所定の様式にその理由を記入し、保証人連署の上、学校長に願い出なければならない。

- 2 学科の変更が認められた者は、原則として次の学期の始めから学科変更するものとする。
- 3 学科の変更が認められた者の既修了授業科目の取扱は、別に定める入学前等の学修認定に関する規程に基づき、変更した学科の授業科目として修了を認めることがある。

(コース等の変更手続)

第24条 在籍している学科でコース又は専攻（以下「コース等」という。）を変更しようとする者は、所定の様式にその理由を記入し、保証人連署の上、学校長に願い出なければならない。

- 2 コース等の変更が認められた者は、原則として次の学期の始めからコース等を変更するものとする。

(休学の手続)

第25条 休学しようとする者は、所定の様式にその理由を記入し、保証人連署の上、学校長に願い出なければならない。

- 2 休学を認められた者は、学校長の許可があった日の翌日から休学したものとみなす。

(復学の手続)

第26条 復学しようとする者は、所定の様式に保証人連署の上、学校長に願い出なければならない。

- 2 復学は、原則として原級に復帰するものとする。

(自主退学)

第27条 病気その他の理由で退学しようとする者は、所定の様式にその理由を記入し、保証人連署の上、学校長に願い出なければならない。

- 2 退学の日付は、既納の授業料等の有効期間内で、役職会の議を経て、学校長の指定する日とする。

(再入学の手続)

第28条 再入学しようとする者は、所定の用紙に保証人連署の上、学校長に願い出なければならない。

- 2 再入学の出願期間は、退学した日の翌日から2年後の日の属する年度末までとする。
- 3 再入学を許可された者は、入学料及び授業料等本学が指定する納付金を指定する期間内に納付しなければならない。
- 4 再入学の時期は、学期の始めとする。

(本学卒業生の入学及び編入学に係る入学金)

第29条 本学の卒業生が卒業年度の翌年度に本学に入学もしくは編入学する場合に限り、

入学金を免除するものとする。翌々年度以降に入学もしくは編入学する場合は、入学金を納付しなければならない。

(学籍の抹消日)

第30条 学籍の抹消日は、学校長の指定する日とする。

第10章 卒業

(卒業証書)

第31条 卒業証書は、教育課程のすべてを修了したと認定された者に卒業式において授与する。ただし、卒業式を疾病その他やむを得ない事情で欠席した場合は、後日に授与する。

- 2 卒業証書の日付は、卒業式の日とする。
- 3 卒業証書は、再交付しない。

第11章 雑則

(各種証明書等の発行)

第32条 本学に在籍する者又は在籍した者から求めがあるときは、各種証明書を発行することができる。

(改 廃)

第33条 この規程の改廃は、役職会及び専門学校経営会議の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。